証券コード　6049
2025年１月14日

株　主　各　位

東京都品川区上大崎三丁目１番１号
株式会社イトクロ
代表取締役ＣＥＯ　山木　学
代表取締役ＣＯＯ　領下　崇

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト　https://www.itokuro.jp/ir/library/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「株主総会」よりご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「イトクロ」又は「コード」に当社証券コード「6049」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

・なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年１月29日（水曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2025年１月30日（木曜日）午後２時
（受付開始時刻は、午後１時30分を予定しております。）

２．場　　所　東京都渋谷区恵比寿一丁目20番８号　エビススバルビル５階
カンファレンススペースＢＣ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
（会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください）

３．目的事項

報告事項　第19期（2023年11月１日から2024年10月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議　　案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

４．招集に当たっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事　業　報　告

（2023年11月１日から
2024年10月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社は「すべての人に、人生を豊かにする教育を」をミッションとしたメディアサービスを展開しております。具体的には「塾ナビ」「コドモブースター」「みんなの学校情報」等、学習塾予備校領域、学校教育領域及び民間教育領域における領域ごとにポータルサイトの運営を行っており、継続的なコンテンツ拡充とユーザビリティの向上を実施し、認知度の向上及び顧客基盤の拡大を目指すことで、企業価値の向上に取り組んでおります。

当社が事業展開する主要マーケットである教育業界では、企業のグローバル化に合わせた語学学習ニーズの増加に加え、個人向けeラーニングサービスや映像配信講座と個別指導を組み合わせた学習サービス、難関校の進学に特化したサービスを提供する個別指導塾の増加が継続しております。こうした市場環境において、オンライン集客の重要性や効果的且つ効率的なマーケティング手法へのニーズの高まりにあわせ、チラシやイベントにおける広告予算のWEBへの移行が継続し、インターネット広告への出稿比率が増加しております。

このような中、学習塾ポータルサイト領域における競合他社が広告出稿を強化したことに伴い、当社においても広告出稿を強化しておりましたが、当第３四半期よりリスティング広告を効率的に運用したことで「塾ナビ」の売上高が減少したものの営業利益率は改善し、また、「コドモブースター」をはじめとしたその他のメディアの売上高が増加したことにより、売上高は概ね計画どおり、営業利益、経常利益、当期純利益についても計画の範囲内で着地いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,949,880千円（前期比0.2％増）、営業損失は196,069千円（前期は387,363千円の営業利益）、経常損失は145,585千円（前期は391,974千円の経常利益）、当期純利益は37,948千円（前期比86.7％減）となりました。

② 設備投資の状況
該当事項はありません。

③ 資金調達の状況
該当事項はありません。

(2) 重要な組織再編の状況
該当事項はありません。

(3) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 16 期 (2021年10月期)	第 17 期 (2022年10月期)	第 18 期 (2023年10月期)	第 19 期 (当事業年度) (2024年10月期)
売　上　高(千円)	4,268,387	3,955,996	3,941,458	3,949,880
経常利益又は経常損失（△）(千円)	1,306,635	△202,547	391,974	△145,585
当期純利益又は当期純損失（△）(千円)	824,822	△337,107	285,772	37,948
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）(円)	39.39	△16.48	14.09	1.87
総　資　産(千円)	10,045,200	9,029,916	9,614,503	9,289,551
純　資　産(千円)	9,164,119	8,602,395	8,907,945	8,873,055
1株当たり純資産額 (円)	437.05	419.76	433.30	437.04

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社の対処すべき主な課題は以下のとおりです。

① 認知度の向上

当社の展開するインターネット・メディア事業は、認知度が十分あるとはいえません。教育サービス等を選ぶユーザーの皆様と、より良い教育サービスを提供しようとしているクライアント企業の皆様に対して、より有意義で安心なプラットフォームとして、より多くの方々にお使いいただけるよう、インターネット上での広告や他社の媒体との提携を継続的に行ってまいりましたが、さらなる認知度向上のためにこれらの施策の強化に積極的に取り組んでまいります。

② システムのセキュリティ管理体制

当社の展開する事業は、ウェブサイトに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であり、今後も、市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

③ 経営管理体制の構築

当社が継続的な成長をコントロールし、ユーザーやクライアント企業の皆様に安定してサービスを提供し続けていくためには経営管理体制の充実・強化が重要であると認識しております。また、法令遵守に対する企業の社会的責任は重大であり、当社では多様化するリスクを正しく把握し、対処しながら収益を上げていくとともに、コンプライアンスの強化を最重要視した経営管理体制の構築にも取り組んでまいります。さらに、経営の透明性を高め、市場からの信頼を得られるよう、引き続き財務報告等の開示体制の強化に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容（2024年10月31日現在）

事業区分	事業内容
インターネット・メディア事業	メディアサービス

(7) 主要な営業所（2024年10月31日現在）

本社	東京都品川区
支社	大阪支社：大阪府大阪市

(8) 使用人の状況（2024年10月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
109名（27名）	15名減（2名増）	33.7歳	5.5年

（注） 使用人数は、正社員のほか、契約社員を含み、（ ）内に臨時雇用者（アルバイト）の最近１年間の平均人数を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況（2024年10月31日現在）

該当事項はありません。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（2024年10月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　90,000,000株

(2) 発行済株式の総数　22,680,000株

（うち自己株式の総数）　(2,392,908株)

(3) 株主数　3,082名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
山木　学	12,401,100株	61.13%
株式会社ＳＢＩ証券	1,349,843	6.65
阪田　和弘	949,000	4.68
楽天証券株式会社	397,800	1.96
株式会社くふうカンパニー	251,000	1.24
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	205,400	1.01
INTERACTIVE BROKERS LLC	202,300	1.00
ＫＩＡ　ＦＵＮＤ　１３６	198,500	0.98
日本証券金融株式会社	154,900	0.76
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	115,474	0.57

（注）１．当社は、自己株式を2,392,908株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2024年10月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	山木　学	CEO
代表取締役	領下　崇	COO
取締役	佐藤大輔	CFO経営管理本部長 THECOO株式会社社外監査役
取締役	鈴木真諭	CTO開発本部長
取締役	棚橋新七	CMO第二メディア事業本部長
取締役（監査等委員）	杉田玲夢	―
取締役（監査等委員）	太田雄貴	国際オリンピック委員会選手委員 株式会社マイネット社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	西本俊介	新生綜合法律事務所弁護士 株式会社Photosynth社外監査役 PostPrime株式会社社外監査役

（注）１．取締役（監査等委員）杉田玲夢氏、太田雄貴氏、西本俊介氏は、社外取締役であります。
２．当社は、杉田玲夢氏、太田雄貴氏、西本俊介氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
３．当社は、監査等委員の職務を補助すべき使用人３名を指名し、重要会議等への出席や、内部監査担当者との定期的なヒアリングを通じて情報収集を行い、監査等委員に随時連携する体制を取っているため、必ずしも、常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
４．2024年１月26日開催の第18回定時株主総会の終結の時をもって、中安祐貴氏、鈴木智也氏、忍足大介氏は取締役（監査等委員）を、任期満了により退任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各監査等委員がその職務執行につき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する概要

当社は、取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求をうけることによって生じる損害賠償請求は、上記保険契約により補填されます。なお、保険料につきましては全額当社負担としております。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬、賞与、社宅提供に係る非金銭報酬で構成されております。明確な業績連動報酬は採用しておりませんが、固定報酬の個人配分や賞与の支給の可否及びその額については、当社の業績や貢献度等を鑑みて決定するものとします。

(b) 固定報酬等並びに賞与等に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、毎月一定額を現金で支給することとし、役位や職責に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら総合的に勘案して決定するものとします。また、当社の取締役の賞与の支給可否、支給時期及び支給額については、当社の業績や当社への貢献度等を総合的に勘案して決定するものとします。

(c) 非金銭報酬等に関する方針

当社の取締役の非金銭報酬等は、社宅提供に係るものとします。取締役の業務執行を迅速かつ円滑に行うことを目的としており、提供する社宅は一般標準的なものであることを条件とし、当社が社宅として借り上げる賃借料と当社が取締役より徴収する社宅料の差額を金銭でない報酬といたします。

(d) 報酬等の割合に関する方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬、賞与、社宅提供に係る非金銭報酬で構成されております。個人別の報酬に対するそれぞれの構成割合は、その客観性、妥当性を担保するために、同業種かつ同規模である相当数の他企業における報酬構成割合や報酬額の水準と比較検討を行い、当社の業績も踏まえた上で決定しております。

(e) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役CEO山木学及び代表取締役COO領下崇がその具体的内容について委任をうけるものとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内での各取締役の固定報酬の額及び賞与の支給可否、支給時期、支給額を、当社の業績及び本人の貢献度に鑑み、社外取締役の助言、提言を踏まえ決定いたします。これは当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うのに両名が最も適していると判断したためです。なお、監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の額	報酬等の種類別の総額			員数
		固定報酬	賞与	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。）	91,371千円	81,411千円	－	9,960千円	5名
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	7,650千円 (7,650千円)	7,650千円 (7,650千円)	－ (－)	－ (－)	6名 (6名)
合計 （うち社外取締役）	99,021千円 (7,650千円)	89,061千円 (7,650千円)	－ (－)	9,960千円 (－)	11名 (6名)

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2017年１月26日開催の第11回定時株主総会において、年額１億５千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、取締役の社宅提供に係る非金銭報酬限度額として、2018年１月24日開催の第12回定時株主総会において、年額３千万円以内と決議いただいております。これらにおける当該株主総会終結時点の取締役の員数はいずれも２名です。

3．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年１月24日開催の第12回定時株主総会において、年額900万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は３名（うち、社外取締役が３名）です。

4．取締役の報酬等の額には、2024年１月26日開催の第18回定時株主総会の終結の時をもって、退任した取締役（監査等委員）３名の在任中の報酬等の額が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役杉田玲夢氏は、重要な兼職先はありません。

・取締役太田雄貴氏は、国際オリンピック委員会選手委員、株式会社マイネットの社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役西本俊介氏は、新生綜合法律事務所の弁護士、株式会社Photosynthの社外監査役、PostPrime株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　杉田　玲夢	2024年１月26日就任以降に開催された取締役会13回、監査等委員会10回すべてに出席しております。 起業家および経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、発言を行っており、事業戦略の観点を中心に経営全般に関して、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保及び監査等委員会の監査実施における適切な役割を果たしております。
取締役　太田　雄貴	2024年１月26日就任以降に開催された取締役会12回、監査等委員会10回に出席しております。 アスリートとしての活躍をはじめ、組織運営及び社会活動から得られた豊富な経験と幅広い見識に基づき、発言を行っており、事業戦略の観点を中心に経営全般に関して、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保及び監査等委員会の監査実施における適切な役割を果たしております。
取締役　西本　俊介	2024年１月26日就任以降に開催された取締役会13回、監査等委員会10回すべてに出席しております。 弁護士として、企業法務、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス等について専門的見地から発言を行っており、コンプライアンス体制等に関して、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保及び監査等委員会の監査実施における適切な役割を果たしております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,890千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,890千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を検討して、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選任した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．コーポレート・ガバナンス基本方針

当社は、継続企業として収益を拡大し企業価値を向上させ、株主利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、代表取締役以下、当社経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づき、適切な経営判断を行い、経営の効率と迅速性を高め、当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、事業活動における透明性及び客観性を確保すべく、適時適切な情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、監査等委員がその独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

7．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 当社は、業務の適正を確保するための体制として、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）に関する基本方針」）を取締役会において決議しております。当該基本方針の内容は次のとおりであります。

① 内部統制システム構築指針

取締役及び従業員は、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。

なお、会社の業務執行の適法性・効率性を確保し、リスク管理に努めるために、この基本方針は経営環境の変化に応じて不断の見直しを図るものとします。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行の監視に加え、代表取締役（代表取締役が複数あるときは、すべての代表取締役。以下本項において同じ。）の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握、監視等を定期的に行い、代表取締役に報告しております。

また、法令や社内規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

③ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、経営管理部担当取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理体制については、リスク管理規程に基づいて、経営管理部担当取締役を担当役員とし、経営管理部をリスク責任部門としております。また、経営管理部は、具体的なリスクを想定、分類し、有事に備え、迅速かつ適切な情報伝達をはじめとする緊急体制を整備するものとし、定期的に取締役会

に対してリスク管理に関する事項を報告するものとしております。なお、不測の事態が発生した場合には、代表取締役（代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役）を部長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、必要となる再発防止策を策定するものとしております。

⑤ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、経営会議において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、すべての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機関ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全役員及び社員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

内部監査担当者が監査業務に協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の取締役及び従業員の設置（地位や人数の設定を含む。）について、監査等委員会がそれを指定できるものとしております。

⑦ ⑥の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

(a) 当該従業員の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査等委員会の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとしております。

(b) 監査等委員である取締役より監査業務にかかる指揮命令を受けた従業員は、所属する上長の指揮命令を受けず、内部監査担当者をはじめ執行部門の調査権限を有するとともに必要な会議に出席できるものとしております。

⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員会に報告するものとします。監査等委員である取締役は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとします。

⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当会社は、監査等委員会に報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを内部通報規程において禁止し、その旨を当会社の取締役及び使用人に周知しております。

⑩ 当会社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当会社は、監査等委員がその職務の執行について、当会社に対し、会社法第399条の２第４項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じることとしております。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員会はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員である取締役の出席を拒めないものとしております。

また、監査等委員会は、内部監査担当者及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

当会社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。

反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、経営管理部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を図っております。

⑭ 当会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当会社に親会社又は子会社が存することとなったときは、当該親会社又は子会社の機関構成、組織体制等を考慮して、当会社並びにその親会社及び子

会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の構築を行います。

(2) 当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

・当社は、取締役会規程に基づき、原則として月１回の定例取締役会を開催しており、当事業年度においては、定例取締役会を12回、臨時取締役会を５回開催しました。定例取締役会では、月次決算及び業務に係る報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、日常の業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。

・当社は、監査等委員会規程に基づき、原則として月１回、監査等委員会を開催しており、当事業年度においては、監査等委員会を12回開催しました。監査等委員会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査担当者及び監査法人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。また、監査等委員会は、当会社の取締役会への出席や代表取締役との定期的な面談に加え、監査等委員の職務を補助すべき使用人３名を指名し、経営会議等の重要な会議への出席を行っております。

・コンプライアンスに抵触する事態の発生の早期発見、早期解決に取り組むため、内部通報規程の整備を行うとともに、内部通報制度（ホットライン）を導入し、全役職員に周知及び定期的な啓蒙活動を行っております。

・代表取締役の命を受けた内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。内部監査担当者及び監査等委員会は定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。また、内部監査担当者、監査等委員会及び監査法人は、定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、三者間で情報共有することで連携を図っております。

８．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年10月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**7,389,268**	**流動負債**	**362,213**
現金及び預金	6,829,268	買掛金	175,788
売掛金	324,479	リース債務	2,863
有価証券	32,776	未払金	96,416
前払費用	48,258	未払費用	7,706
その他	157,165	未払法人税等	2,560
貸倒引当金	△2,679	契約負債	69,098
固定資産	**1,900,282**	預り金	5,584
有形固定資産	**145,646**	その他	2,193
建物	132,594	**固定負債**	**54,282**
工具、器具及び備品	13,052	資産除去債務	35,305
無形固定資産	**84,492**	リース債務	10,977
のれん	36,732	その他	8,000
ソフトウエア	47,759	**負債合計**	**416,495**
投資その他の資産	**1,670,143**	(純資産の部)	
投資有価証券	1,488,936	**株主資本**	**8,839,507**
敷金及び保証金	139,858	**資本金**	**30,000**
長期前払費用	3,456	**資本剰余金**	**2,633,859**
繰延税金資産	37,551	その他資本剰余金	2,633,859
その他	340	**利益剰余金**	**6,508,095**
		その他利益剰余金	6,508,095
		繰越利益剰余金	6,508,095
		自己株式	**△332,448**
		評価・換算差額等	**26,698**
		その他有価証券評価差額金	26,698
		新株予約権	**6,849**
		純資産合計	**8,873,055**
資産合計	**9,289,551**	**負債純資産合計**	**9,289,551**

損　益　計　算　書

（2023年11月１日から
2024年10月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**3,949,880**
売上原価		**444,657**
売上総利益		**3,505,222**
販売費及び一般管理費		**3,701,292**
営業損失		**196,069**
営業外収益		
受取利息	1,995	
有価証券利息	44,228	
為替差益	3,907	
助成金収入	396	
受取手数料	59	
その他	7	50,594
営業外費用		
支払利息	110	110
経常損失		**145,585**
特別利益		
新株予約権消却益	180,879	180,879
特別損失		
固定資産除却損	4,040	4,040
税引前当期純利益		**31,253**
法人税、住民税及び事業税	5,120	
法人税等調整額	△11,815	△6,695
当期純利益		**37,948**

株主資本等変動計算書

（2023年11月１日から
2024年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	30,000	2,633,859	2,633,859	6,470,146	6,470,146	△332,423	8,801,583
当期変動額							
当期純利益				37,948	37,948		37,948
自己株式の取得						△24	△24
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	37,948	37,948	△24	37,923
当期末残高	30,000	2,633,859	2,633,859	6,508,095	6,508,095	△332,448	8,839,507

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△11,058	△11,058	117,421	8,907,945
当期変動額				
当期純利益				37,948
自己株式の取得				△24
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	37,757	37,757	△110,571	△72,814
当期変動額合計	37,757	37,757	△110,571	△34,890
当期末残高	26,698	26,698	6,849	8,873,055

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によって算出しております。なお、取得価格と債券金額との差額が金利の調整と認められるものについては、償却原価法を採用しております。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法によっております。 ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　　10年～15年 工具、器具及び備品　５年～８年
無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却することとしております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、ユーザーが、当社のポータルサイトを経由してクライアント企業へ問い合わせや資料請求等を行い、その成果に応じて報酬をいただく成果報酬型の課金システムを主要ポータルサイトにおいて採用しております。当社のポータルサイトを経由してユーザーをクライアント企業へ送客（問い合わせや資料請求）することを履行義務として認識しており、送客した時点で収益を認識しております。この成果報酬収入における資料請求について、期末日時点で無効と見積もられる対価を前事業年度の実績をもとに一定の割合で見積り、売上高から控除しております。

また、ポータルサイト内に掲載する教室情報やクライアント指定のホームページ等へ遷移するバナー等について、契約条件に応じて一定期間掲載し、報酬をいただく掲載課金型のシステムを採用しております。クライアント企業と締結した契約条件に基づき、当社のポータルサイトにて一定期間教室情報やバナー等を掲載することを履行義務として認識しており、契約条件に基づく掲載期間に応じて収益を認識しております。

２．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

３．会計上の見積りに関する注記

のれん

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん	36,732千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積り額の総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上することとしております。

当事業年度においては、営業活動から生ずる損益及びキャッシュ・フローが継続してプラスとなっており、事業計画を勘案しても、減損の兆候はなく、のれんに係る減損損失は認識しておりません。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

減損の兆候の判定に当たっては、経営者によって承認された事業計画に基づいております。

当該事業計画は直近の事業計画達成状況や事業を取り巻く経営環境、及び市場の動向などに基づき策定された翌事業年度の事業計画などを基礎として算出しております。

事業計画の主要な仮定は売上高の成長率であり、サイト訪問者数やコンバージョンレートなどを勘案しております。

③ 重要な会計上の見積りが翌事業年度の計算書類に与える影響

事業戦略や市場環境の変化により、売上高の成長率の見直しが必要となった場合に、翌事業年度の計算書類において、のれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

４．会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

５．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	100,487千円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　22,680,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　2,392,908株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　117,000株

７．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。営業債務である買掛金の支払期日は、１年以内であります。

有価証券は外貨建MMFを保有しております。安全性の高い金融商品でありますが、為替変動リスクに晒されております。

投資有価証券である社債等は、発行体の信用リスク、為替変動リスク、並びに市場価格の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ｱ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、債権管理規程に従い、経営管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券について、資金運用規程に従い、定められた運用基準に基づき信用リスクの軽減を図っております。

当事業年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

(ｲ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券は、主に安定的な資金運用の目的で所有する社債等であります。有価証券は、安定性の高い金融商品であります。これらについて、定期的に把握された時価が取締役会にて報告されております。

(ｳ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各グループからの報告に基づき、経営管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の２ヶ月相当に維持するなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年10月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券			
その他有価証券	1,488,936	1,488,936	－

現金及び預金、有価証券に含まれるMMF、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、預り金は短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

敷金及び保証金、リース債務については重要性が乏しいことから、注記を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
国債	301,323	－	－	301,323
社債	－	1,187,613	－	1,187,613
資産計	301,323	1,187,613	－	1,488,936

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

国債は相場価格を用いて評価しております。国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

（注２）金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
投資有価証券	－	－	1,132,828	356,108

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

重要性が乏しいため記載を省略しております。

８．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払金	25,378千円
減価償却超過額	2,422千円
資産除去債務	12,212千円
税務上の繰越欠損金	37,647千円
その他有価証券評価差額金	3,719千円
その他	8,274千円
繰延税金資産小計	89,655千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	17,077千円
繰延税金資産合計	72,578千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	7,054千円
その他有価証券評価差額金	19,805千円
未収還付事業税	8,167千円
繰延税金負債合計	35,026千円
繰延税金資産の純額	37,551千円

９．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

１０．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、インターネット・メディア事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりとなります。

（単位：千円）

	当事業年度 （自　2023年11月１日 至　2024年10月31日）
一時点で移転されるサービス	3,401,841
一定の期間にわたり移転されるサービス	548,038
顧客との契約から生じる収益	3,949,880
その他の収益	－
外部顧客への売上高	3,949,880

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約負債の残高等

契約負債の期首残高及び期末残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
契約負債(期首残高)	59,973
契約負債(期末残高)	69,098

契約負債は、バナー等の掲載を継続して行う役務の提供の契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は59,973千円です。また、当事業年度における契約負債に重要な増減はありません。

過去の期間に充足した履行義務から当事業年度に認識した収益の額は軽微であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

１１．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　437円04銭

(2) １株当たり当期純利益　1円87銭

１２．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年12月20日

株式会社イトクロ

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小野木　幹久

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　野　口　正　邦

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社イトクロの２０２３年１１月１日から２０２４年１０月３１日までの第１９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年11月１日から2024年10月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び大阪支社において業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年12月20日

株式会社イトクロ　監査等委員会

監査等委員　杉田　玲夢　㊞

監査等委員　太田　雄貴　㊞

監査等委員　西本　俊介　㊞

（注）監査等委員杉田玲夢、太田雄貴及び西本俊介は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ）全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

取締役候補者の選定は、当社の企業価値向上に貢献できる豊富な経験と知見を有し、かつ、広い視野と先見性をもってグローバルに経営の意思決定を行うことができるような構成とすることを基本方針としております。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう、取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	山木（やまき）　学（まなぶ） （1978年１月17日） （再任）	2002年４月　株式会社リクルート入社 2004年４月　株式会社カカクコム入社 2006年12月　当社取締役就任 2009年４月　当社代表取締役就任 2015年11月　当社代表取締役CEO就任（現任）	12,401,100株
2	領下（りょうした）　崇（たかし） （1977年10月９日） （再任）	2002年４月　株式会社トライグループ入社 2008年２月　当社入社 2014年１月　当社取締役事業本部長就任 2015年11月　当社代表取締役COO就任（現任）	92,800株
3	佐藤（さとう）　大輔（だいすけ） （1977年10月７日） （再任）	2002年４月　株式会社ジェイティービー（現株式会社JTB）入社 2006年12月　株式会社大原出版入社 2008年10月　新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2015年８月　当社入社 2017年11月　当社執行役員就任 2019年３月　THECOO株式会社 社外監査役（現任） 2020年11月　当社執行役員CFO経営管理本部長就任 2023年１月　当社取締役CFO経営管理本部長就任（現任）	2,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	鈴木真諭（すずきまさと） （1976年11月９日） （再任）	2002年４月　株式会社カカクコム入社 2017年７月　当社入社 2017年11月　当社執行役員就任 2020年11月　当社執行役員CTO開発本部長就任 2023年１月　当社取締役CTO開発本部長就任（現任）	4,820株
5	棚橋新七（たなはししんぴち） （1984年５月23日） （再任）	2009年４月　当社入社 2017年11月　当社執行役員就任 2020年11月　当社執行役員CMO第二メディア事業本部長就任 2023年１月　当社取締役CMO第二メディア事業本部長就任（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．山木学氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。

３．(1) 山木学氏を取締役候補者とした理由は、当社の取締役として長年に亘り経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献してきたこと及びインターネットメディア業界における専門的な知識と経験を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

(2) 領下崇氏を取締役候補者とした理由は、当社の取締役として、当社サービスの柱となる教育メディアサービスを牽引し、企業価値の向上に貢献してきたこと及び教育業界における専門的知識と経験を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

(3) 佐藤大輔氏を取締役候補者とした理由は、当社取締役CFO経営管理本部長として当社におけるより充実した経営管理体制の構築を推進し、企業価値の向上に貢献してきたこと及び公認会計士として財務及び会計における専門的な知識と経験を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

(4) 鈴木真諭氏を取締役候補者とした理由は、当社取締役CTO開発本部長として当社サービスの基盤となるシステム開発を中心に事業成長を牽引し、企業価値の向上に貢献してきたこと及びITサービス全般における専門的な知識と経験を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

(5) 棚橋新七氏を取締役候補者とした理由は、当社取締役CMO第二メディア事業本部長として、当社サービスの柱となる教育メディアサービスを牽引し、企業価値の向上に貢献してきたこと及び当社の提供するサービスに精通し事業開発及びメディア運営に関する専門的な知識と経験を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

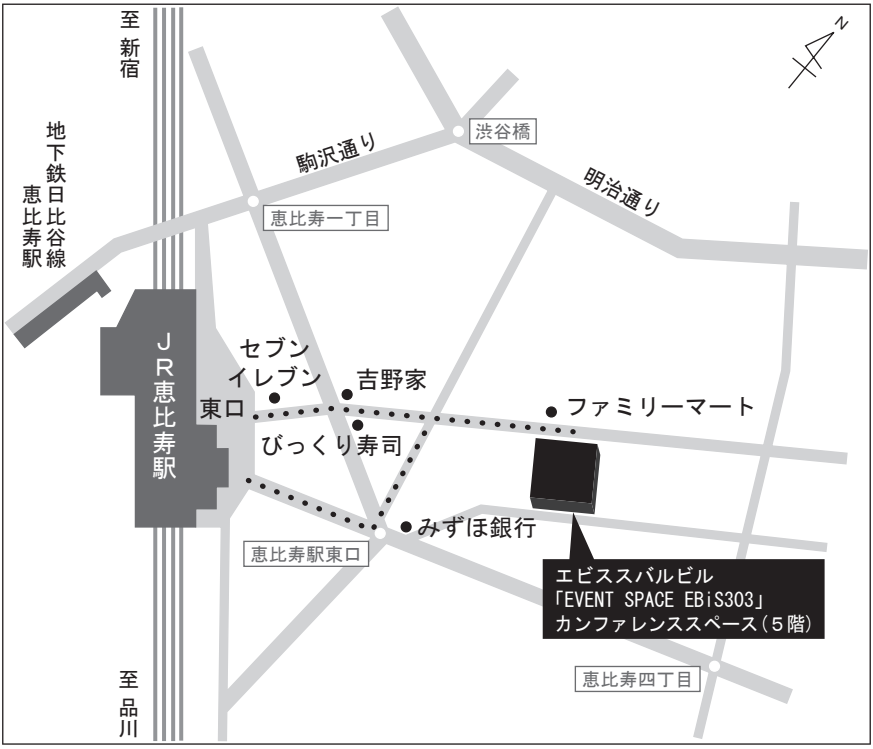
４．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容の概要は事業報告９ページに記載のとお

りです。当該契約の被保険者の範囲は取締役（監査等委員である者を除く）、監査等委員である取締役となっております。山木学氏、領下崇氏、佐藤大輔氏、鈴木真諭氏、棚橋新七氏は既に当該契約の被保険者に含まれており、本議案が承認可決された場合、引き続き被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該契約を保険期間終了後も同様の内容で更新することを予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区恵比寿一丁目20番８号　エビススバルビル５階
カンファレンススペースＢＣ
0120－303－557（代表）



交通：
JR恵比寿駅東口から　徒歩約３分
地下鉄日比谷線恵比寿駅１番出口から　徒歩４分

・株主総会会場における、お土産の配布はございませんので、あらかじめ、ご了承のほどお願い申しあげます。
・会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承のほどお願い申しあげます。
・公共交通機関等をご利用いただき、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。